

青森県史編さん資料等の利用及び公開等に関する要綱

目次

- 第1章 総則 (第1条―第2条)
- 第2章 保存 (第3条)
- 第3章 利用 (第4条―第8条)
- 第4章 公開 (第9条―第13条)
- 第5章 雑則 (第14条―第15条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、県史編さん資料等の保存、利用（県が自ら利用する場合を除く。）及び公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 県史編さん事業 県が行った青森県史編さん事業をいう。
- 二 県史編さん資料 県史編さん事業に伴う資料のうち、次に掲げるものをいう。
 - イ 県が県史編さん事業において購入し、又は寄贈を受けた資料
 - ロ 県が県史編さん事業において記録した写真フィルム、画像データ、映像、音声等
 - ハ 県が県史編さん事業において作成した複製資料
 - ニ その他県が県史編さん事業において収集した資料
- 三 県史関係著作物 県が県史編さん事業において作成した青森県史その他県が著作権を有する著作物（分析・統計等のデータを含む。）をいう。
- 四 青森県史デジタルアーカイブス 県が県史編さん資料及び県史関係著作物をデジタル化し、インターネット上で公開するデータベースシステムをいう。

第2章 保存

(保存)

第3条 県は、県史編さん資料について、適切な保存及び利用を確保するために必要な環境において、劣化防止等のために必要な措置を講じた上で保存する。

- 2 県は、県史編さん資料の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するため、その識別及び検索を容易にするための目録を作成するとともに、一般の閲覧に供し、及びインターネットを利用して公表するものとする。

第3章 利用

(資料の閲覧)

- 第4条** 県史編さん資料を閲覧しようとする者は、資料閲覧許可申請書（第1号様式）を青森県環境生活部県民生活文化課長（以下「県民生活文化課長」という。）に提出し、その許可を受けなければならない。
- 2 前項の資料閲覧許可申請書の提出に当たり、閲覧の対象が県以外の者が原本を所蔵する県史編さん資料である場合は、あらかじめ原本所蔵者から承諾が得られている場合を除き、当該資料の閲覧について原本所蔵者から承諾を得たことを確認できる文書を添付しなければならない。
 - 3 県民生活文化課長は、第1項の規定により申請のあった県史編さん資料について、その状態及び内容等を勘案し必要があると認めるときは、閲覧を制限し、又は条件を付すことができる。
 - 4 県民生活文化課長は、県史編さん資料の閲覧を許可したときは、資料閲覧許可通知書（第2号様式）を交付するものとする。
 - 5 県史編さん資料の閲覧は、前項の資料閲覧許可通知書で県民生活文化課長が指定した日時及び場所において行うものとする。
 - 6 県史編さん資料を閲覧する者は、県史編さん資料を丁寧に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならないとともに、前項の場所以外に持ち出すことができない。

(資料の貸出し)

- 第5条** 県は、次の各号に掲げる者からの申請を受けて、県史編さん資料（図書資料を除く。）を貸し出すことができる。
- 一 国又は県以外の地方公共団体
 - 二 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設
 - 三 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
 - 四 その他学術研究又は社会教育等を目的とする団体で、公益性を勘案して必要と認められるもの
- 2 県史編さん資料の貸出期間は、30日以内とする。ただし、県民生活文化課長が特に必要と認めるときは、その期間を延長することができる。
 - 3 第1項各号に掲げる者のうち、県史編さん資料の貸出しを受けようとする者は、資料貸出許可申請書（第3号様式）を県民生活文化課長に提出し、その許可を受けなければならない。
 - 4 前項の資料貸出許可申請書の提出に当たり、貸出しの対象が県以外の者が原本を所蔵する県史編さん資料である場合については、前条第2項の規定を準用する。
 - 5 県民生活文化課長は、第3項の規定により申請のあった県史編さん資料について、そ

の状態及び内容等を勘案し必要があると認めるときは、貸出しを制限し、又は条件を付すことができる。

- 6 県民生活文化課長は、県史編さん資料の貸出しを許可したときは、資料貸出許可通知書（第4号様式）を交付するものとする。
- 7 県民生活文化課長は、県史編さん資料を貸し出すときは、前項の許可を受けた者の立会いを求め、貸出しの対象となる県史編さん資料の点数及び状態等を相互に確認するとともに、借用書（第5号様式）の提出と引き換えに当該資料を引き渡すものとする。当該資料の返却を受ける場合も同様とし、当該資料の受領と引き換えに借用書を返却するものとする。
- 8 県史編さん資料の貸出しを受けた者は、県史編さん資料を丁寧に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

（資料の滅失等の報告）

第6条 県史編さん資料の貸出しを受けた者が、当該資料を滅失し、又は損傷したときは、ただちに県民生活文化課長に資料滅失（損傷）報告書（第6号様式）を提出し、その指示を受けなければならない。

（資料の複製）

- 第7条** 第5条の規定により県史編さん資料の貸出しを受けた者のうち、当該資料の複製をしようとする者は、資料複製許可申請書（第7号様式）を県民生活文化課長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 2 前項の資料複製許可申請書の提出に当たり、複製の対象が県以外の者が著作権を有し又は原本を所蔵する県史編さん資料である場合については、あらかじめ著作権者又は原本所蔵者から承諾が得られている場合を除き、当該資料の複製について著作権者又は原本所蔵者から承諾を得たことを確認できる文書を添付しなければならない。
 - 3 県民生活文化課長は、第1項の規定により申請のあった県史編さん資料について、その状態及び内容等を勘案し必要があると認めるときは、複製を制限し、又は条件を付すことができる。
 - 4 県民生活文化課長は、県史編さん資料の複製を許可したときは、資料複製許可通知書（第8号様式）を交付するものとする。
 - 5 県史編さん資料の複製を行う者（複製に係る業務の委託を受けた者を含む。）については、第5条第8項の規定を準用する。

（資料の掲載等）

- 第8条** 県史編さん資料の全部又は一部を、出版、頒布、放送、展示等のために利用（以下「掲載等」という。）しようとする者は、資料掲載等許可申請書（第9号様式）を県民生活文化課長に提出し、その許可を得なければならない。
- 2 前項の資料掲載等許可申請書の提出に当たり、掲載等の対象が県以外の者が著作権を

有し又は原本を所蔵する県史編さん資料である場合については、第7条第2項の規定を準用する。

- 3 県民生活文化課長は、第1項の規定により申請のあった県史編さん資料について、その状態及び内容等を勘案し必要があると認めるときは、掲載等を制限し、又は条件を付すことができる。
- 4 県民生活文化課長は、県史編さん資料の掲載等を許可したときは、資料掲載等許可通知書（第10号様式）を交付するものとする。
- 5 第1項及び第4項の規定については、県史関係著作物を掲載等しようとする者について準用する。
- 6 第4項の許可を受けた者が県史編さん資料を掲載等するとき（前項において準用する場合を含む。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める出典等を表記しなければならない。
 - 一 県が所蔵する県史編さん資料 出典を「青森県所蔵県史編さん資料」、所蔵者を「青森県」と表記すること。
 - 二 県以外の者が著作権を有し又は原本を所蔵する県史編さん資料 出典を「青森県所蔵県史編さん資料」、提供者を「青森県」と表記するとともに、著作権者又は原本所蔵者の名称又は氏名（著作権者又は原本所蔵者から承諾を得られた場合に限る。）を表記すること。
 - 三 県史関係著作物 当該著作物の書誌名等を表記するとともに、著作者を「青森県」と表記すること。
- 7 前項において、同一の出版物等の中に同じ出典等が頻出する場合など、必要に応じて凡例により適切な略称を定めて差し支えないものとする。

第4章 公開

（データの公開）

- 第9条** 青森県史デジタルアーカイブスで公開する県史編さん資料及び県史関係著作物に係るデジタルデータ（画像データのほか、メタデータ及びテキストデータを含む。以下「県史デジタルデータ」という。）は、オープンデータ（機械判読に適したデータ形式で営利目的も含めた二次利用が可能な利用ルールで公開するデータをいう。）として公開する。
- 2 県史デジタルデータは、原則としてクリエイティブ・コモンズ・ライセンス（著作物に関し、国際的非営利組織クリエイティブ・コモンズが提供するライセンス。以下「CCライセンス」という。）における表示4.0国際（CC BY 4.0）の下で提供する。
 - 3 前項において、県以外の者が原本を所蔵する県史編さん資料に係る県史デジタルデータについては、原本所蔵者から承諾が得られた利用条件に応じたCCライセンスの下で提供する。

(データの利用方法)

第10条 青森県史デジタルアーカイブスを利用する者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 個々の県史デジタルデータのほか、青森県史デジタルアーカイブスのシステム全体が著作権の対象となることに留意し、適法に利用すること。

二 県史デジタルデータ（前条第3項に該当するものを除く。）の利用に当たっては、次に掲げる利用の形態に応じ、それぞれに定めるクレジットを表記すること。

イ 県史デジタルデータを改変せずそのまま利用するとき

(1) 当該データのタイトル

(2) 「青森県」

(3) 「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示 4.0 国際 (CC BY 4.0)」

(<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>)

ロ 県史デジタルデータを改変して利用するとき

(1) 当該データを改変して利用する旨

(2) 当該データのタイトル

(3) 「青森県」

(4) 「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示 4.0 国際 (CC BY 4.0)」

(<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>)

三 前条第3項に該当する県史デジタルデータの利用に当たっては、それぞれのデータに対して付与されたCCライセンスの内容を遵守するとともに、インターネット上の画面で示されたクレジットを表記すること。

四 その他県が指示する事項を遵守すること。

2 利用者は、出版、頒布、放送、展示等のために青森県史デジタルアーカイブスを利用した場合、その成果物又はインターネットへの掲載状況等について、県に情報提供するよう努めるものとする。

(不正利用の防止等)

第11条 県は、青森県史デジタルアーカイブスの利用に関し、この要綱に反した利用のほか、不正若しくは違法な行為が行われた場合、又は行われようとしている場合は、利用の停止など必要な措置を行うことができる。

2 県は、青森県史デジタルアーカイブスを利用したことにより利用者に損害が生じても、一切の責任を負わない。

3 この要綱に反した利用若しくは利用者による第三者の権利侵害に起因し、又は関連して生じた全ての苦情若しくは請求については、利用者の責任と費用の下で解決するものとし、県は一切の責任を負わない。

4 第1項又は第3項において、県に損害が生じた場合は、県は利用者に対して原状回復又は損害賠償を請求するなど必要な措置を行うものとする。

(準拠法と合意管轄)

第 12 条 この要綱は、日本国法に従って解釈及び適用されるものとし、県と利用者との間で青森県史デジタルアーカイブスの利用に関して紛争が生じた場合は、相互が満足できる解決を図るため、互いに誠実に対応することとする。なお、解決がなされず、司法的判断を求める場合は、日本国青森地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(使用言語)

第 13 条 青森県史デジタルアーカイブスに係る利用上の手続き及び問い合わせ等は、日本語で行うこととする。

第 5 章 雑則

(利活用の推進)

第 14 条 県は、県史編さん資料及び県史関係著作物が青森県の歴史的発展過程を明らかにし、郷土に対する県民の理解と愛着を深めるとともに、県民共有の財産として永く後世に伝えるべき貴重な歴史資料であることにかんがみ、その積極的かつ効果的な利活用の推進に努めるものとする。

(実施事項)

第 15 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 青森県史編さん資料等取扱要綱（平成 24 年 4 月 19 日施行）は、廃止する。
- 3 要綱の一部を改正し、令和元年 5 月 7 日から施行する。

(様式一覧)

第1号様式	資料閲覧許可申請書
第2号様式	資料閲覧許可通知書
第3号様式	資料貸出許可申請書
第4号様式	資料貸出許可通知書
第5号様式	借用書
第6号様式	資料滅失（損傷）報告書
第7号様式	資料複製許可申請書
第8号様式	資料複製許可通知書
第9号様式	資料掲載等許可申請書
第10号様式	資料掲載等許可通知書